

令和3年度公共用水域の水質の測定に関する計画

水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質の測定に関する計画を定める。

1 調査種別

環境基準常時監視調査

水系名	調査担当機関
(1) 九頭竜川 (九頭竜川支派川)	国土交通省・福井県・福井市 福井県・福井市
(2) 笙の川・井の口川	福井県
(3) 耳川	〃
(4) 北川・南川	国土交通省・福井県
(5) 北潟湖	福井県
(6) 三方五湖	〃
(7) 九頭竜川地先海域	福井県・福井市
(8) 越前加賀海岸地先海域	〃
(9) 敦賀湾海域	福井県
(10) 若狭湾東部海域	〃
(11) 小浜湾海域	〃
(12) 世久見湾海域	〃
(13) 矢代湾海域	〃
(14) 内浦湾海域	〃

2 調査地点

表1 水域別調査地点数

種別 水域別	調査地点数	
	通年調査	一般調査
河川	25	33
湖沼	0	18
海域	0	39
計	25	90

表 2 類型指定水域数および測定地点数の内訳

測定水系	類型区分	類型指定水域			類型未指定水域	計	
		水域数	環境基準点	補助点			
河川	4水系	AA	1	1	0	—	1
		A	16	17	5	—	22
		B	10	11	2	—	13
		C	5	5	0	—	5
		D	4	4	0	—	4
		なし	—	—	—	13	13
		小計	36	38	7	13	58
湖沼	2水系	A	1	2	0	—	2
		B	3	12	2	—	14
		なし	—	—	—	2	2
		小計	4	14	2	2	18
海域	8水系	A	8	31	4	—	35
		B	2	4	0	—	4
		なし	—	—	—	0	0
		小計	10	35	4	0	39
計	14水系	50	87	13	15	115	

3 調査方法

- (1) 通年調査 月1日1回 年12回採取
 (2) 一般調査 月1日1回 年4~9回採取

4 採取方法

- (1) 採取時期
 ① 採取は、なるべく晴天が続き、水質の安定している日を選んで採取する。
 ② 公共用水域が通常の状態（河川では低水量以上、湖沼では低水位以上）の場合に適宜行う。
- (2) 採取部位
 ① 河川は、原則として、流心部の表層水（水面下20cm）とするが、河川合流点下流または汚水流入点下流の偏流の著しい場合は、3点採取等量混合体で1検体とする。
 ② 海域、湖沼については、原則として表層採水とする。ただし、必要に応じ深層採水とする。

5 測定項目

測定項目は、下記に掲げる項目とする。

(1) 河川調査

- ① 生活環境項目等
 気温、水温、外観、臭気、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、全窒素、全燐
- ② 健康項目
 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
- ③ 要監視項目
 クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェントロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マン

ガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）

④ 特殊項目等

フェノール類、銅、亜鉛、鉄（溶解性）、マンガン（溶解性）、クロム、塩化物イオン、クロロフィルa、アンモニウム態窒素

⑤ 水生生物保全項目

全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

(2) 湖沼調査

① 生活環境項目等

気温、水温、外観、臭気、透明度、pH、DO、COD、SS、全窒素、全磷

② 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

③ 要監視項目

フタル酸ジエチルヘキシル、モリブデン、PFOS及びPFOA

④ 特殊項目等

塩化物イオン、クロロフィルa、硫化水素、プランクトン

⑤ 水生生物保全項目

全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、底層溶存酸素量、クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

(3) 海域調査

① 生活環境項目等

気温、水温、外観、臭気、透明度、pH、DO、COD、油分、全窒素、全磷

② 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサン

③ 特殊項目等

フェノール類、クロム、塩化物イオン

④ 水生生物保全項目

全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、底層溶存酸素量

6 測定方法

測定方法は、「別表1」に定める方法とする。

7 流量観測

原則として採取時に採取地点において観測する。ただし、他の流量観測値より内挿できる場合には、その数値を観測値とすることができる。

8 調査担当機関

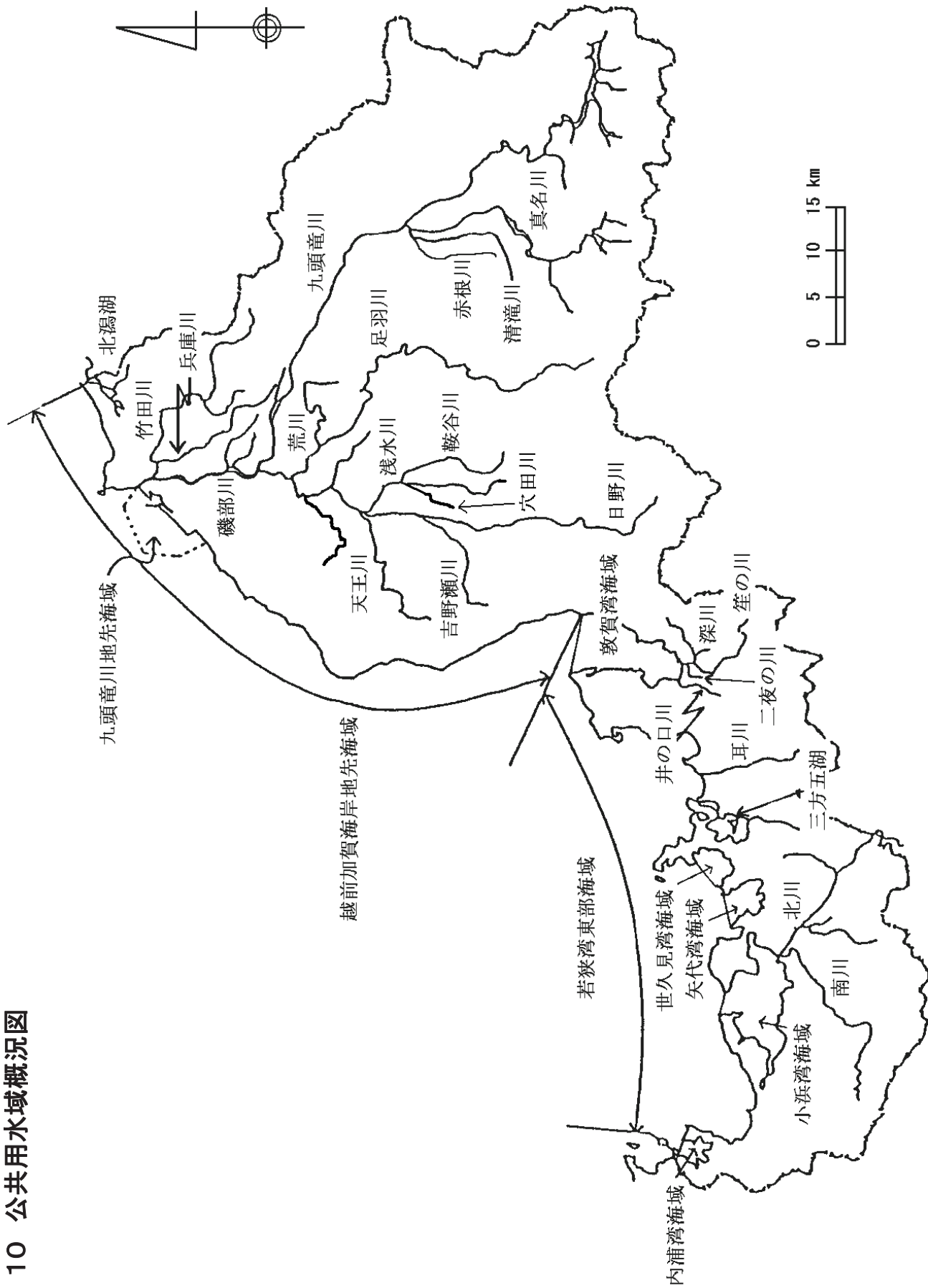
本調査は、福井県、福井市および国土交通省近畿地方整備局が担当する。

9 報告

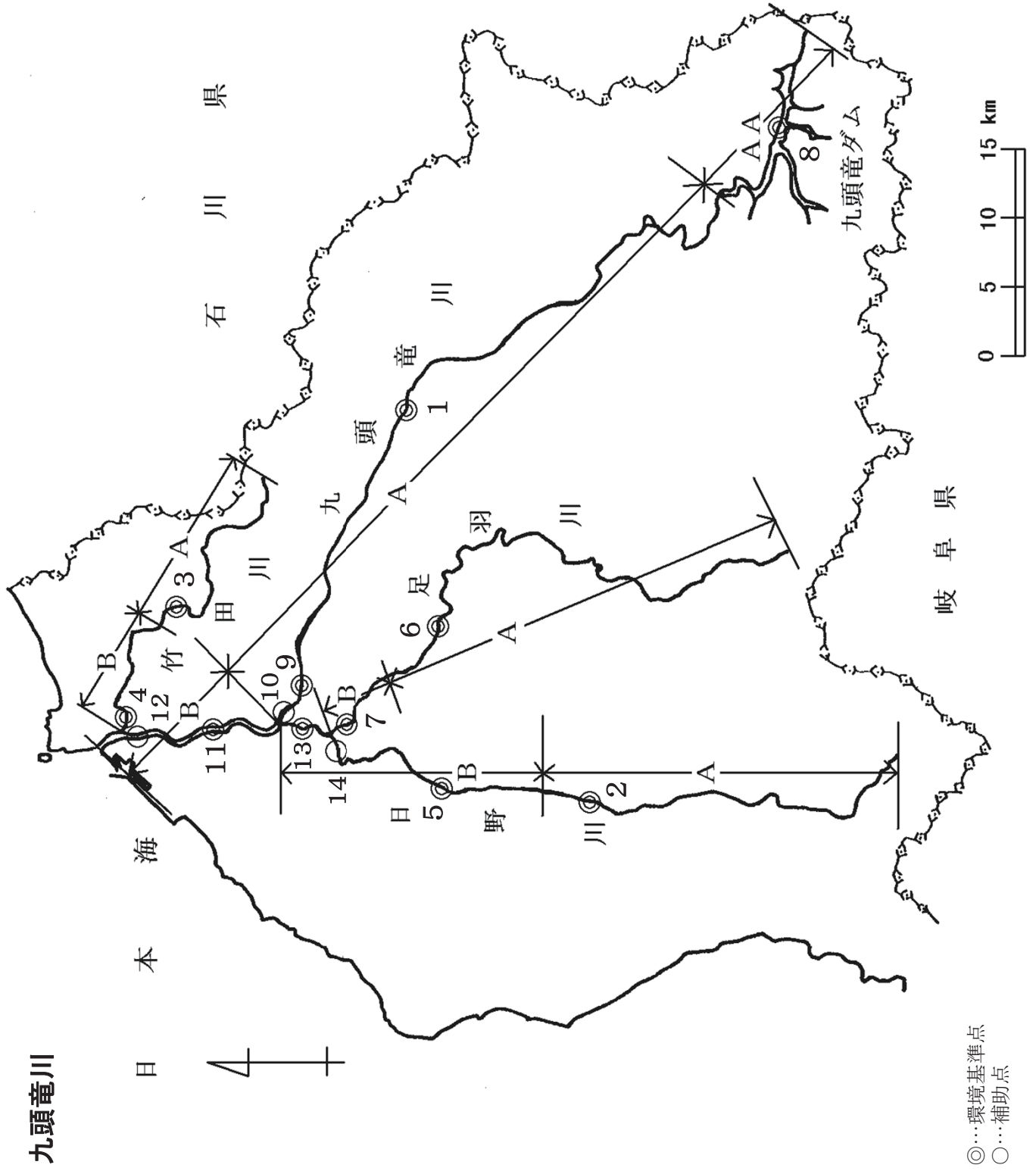
(1) 調査結果の報告は、「別表2」の様式により毎月まとめて、翌月の25日までに福井県安全環境部環境政策課長（以下「環境政策課長」という。）に報告する。

(2) 健康項目または要監視項目の調査結果で環境基準値または指針値を超える値が測定された時、および生活環境項目等で異常値が測定された時は、直ちに環境政策課長に報告する。

10 公共用水域概況図

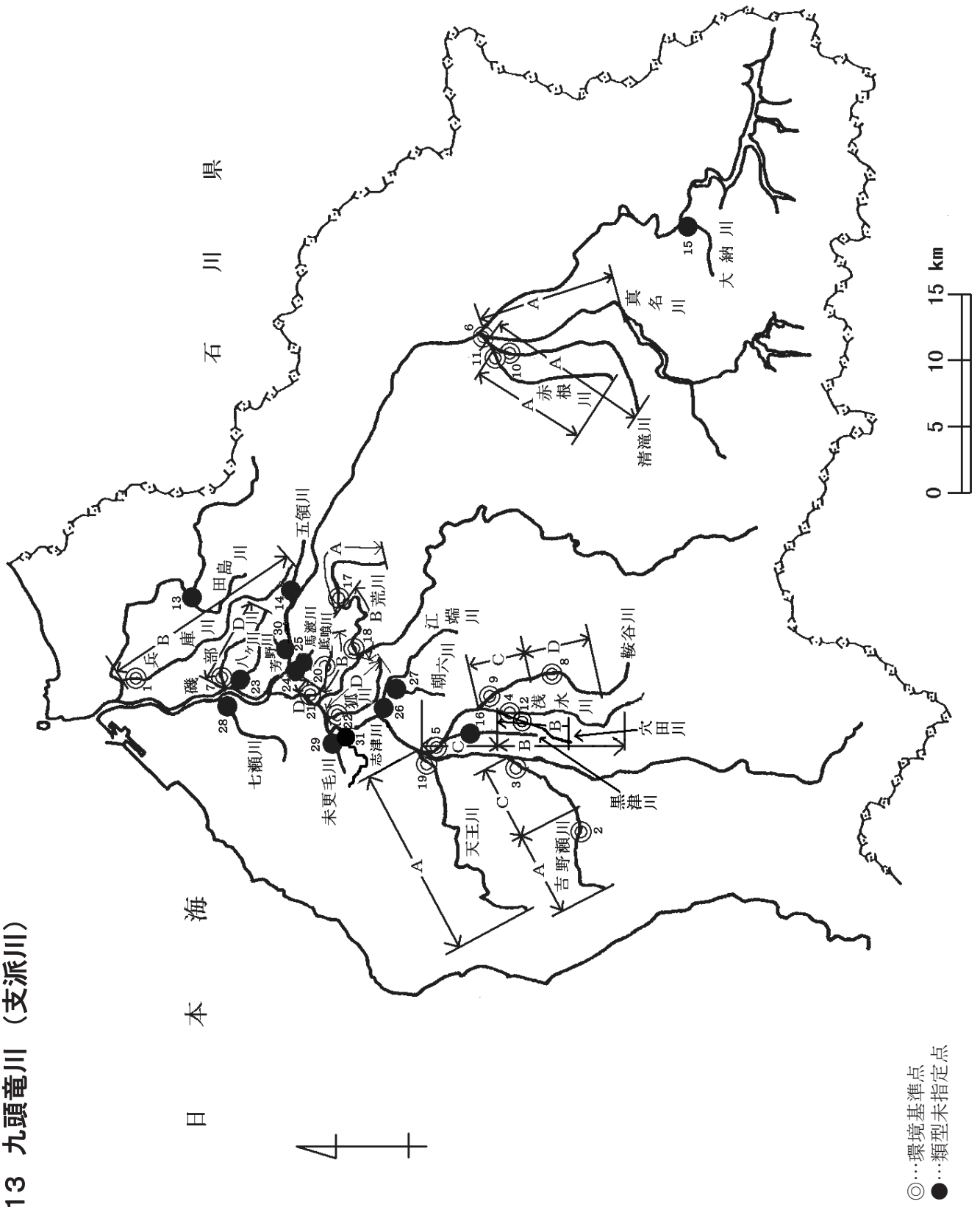


12 九頭竜川



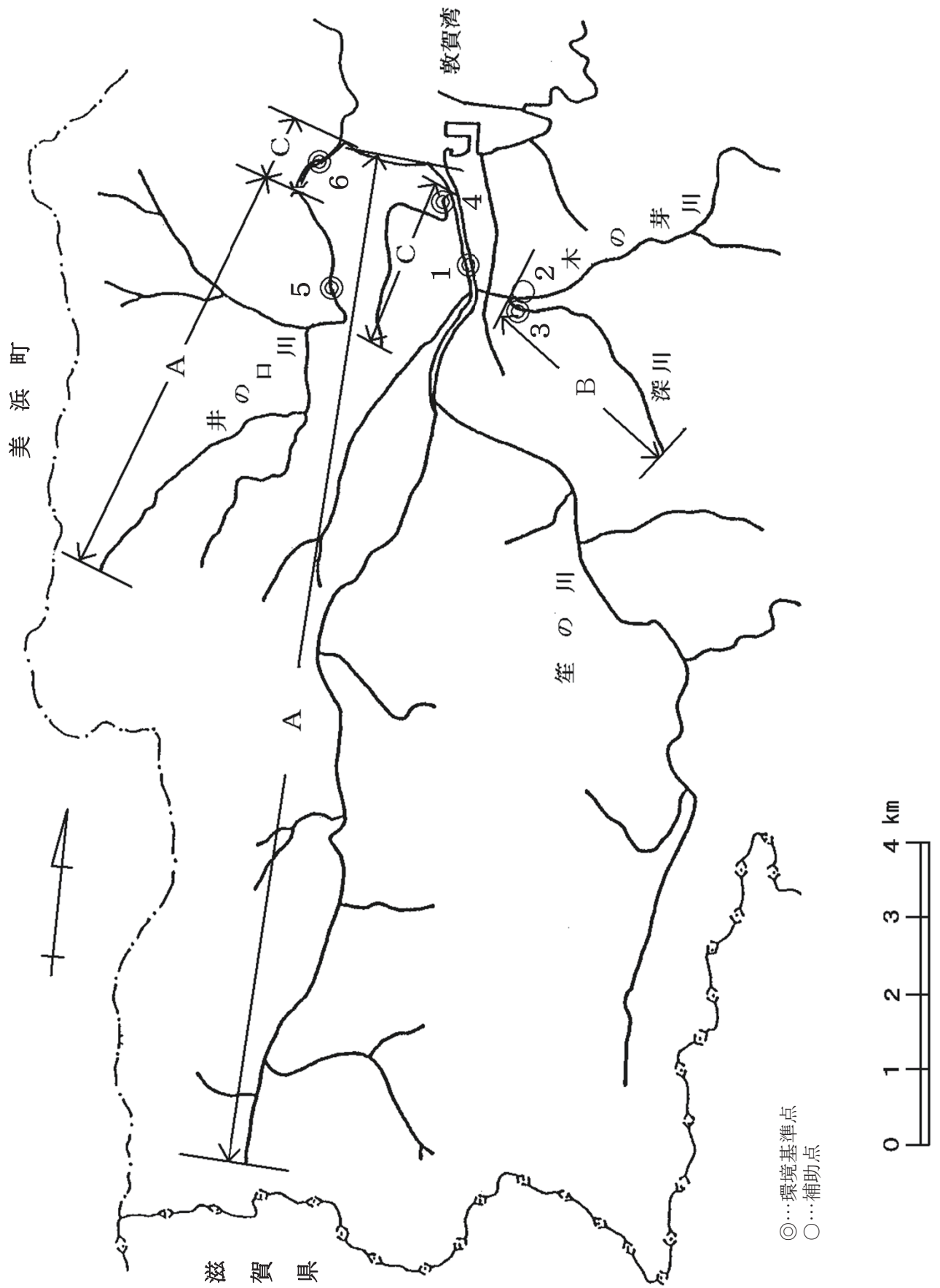
◎…環境基準点
○…補助点

13 九頭竜川 (支派川)

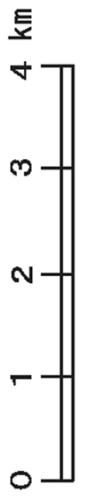


◎…環境基準点
●…類型未指定点

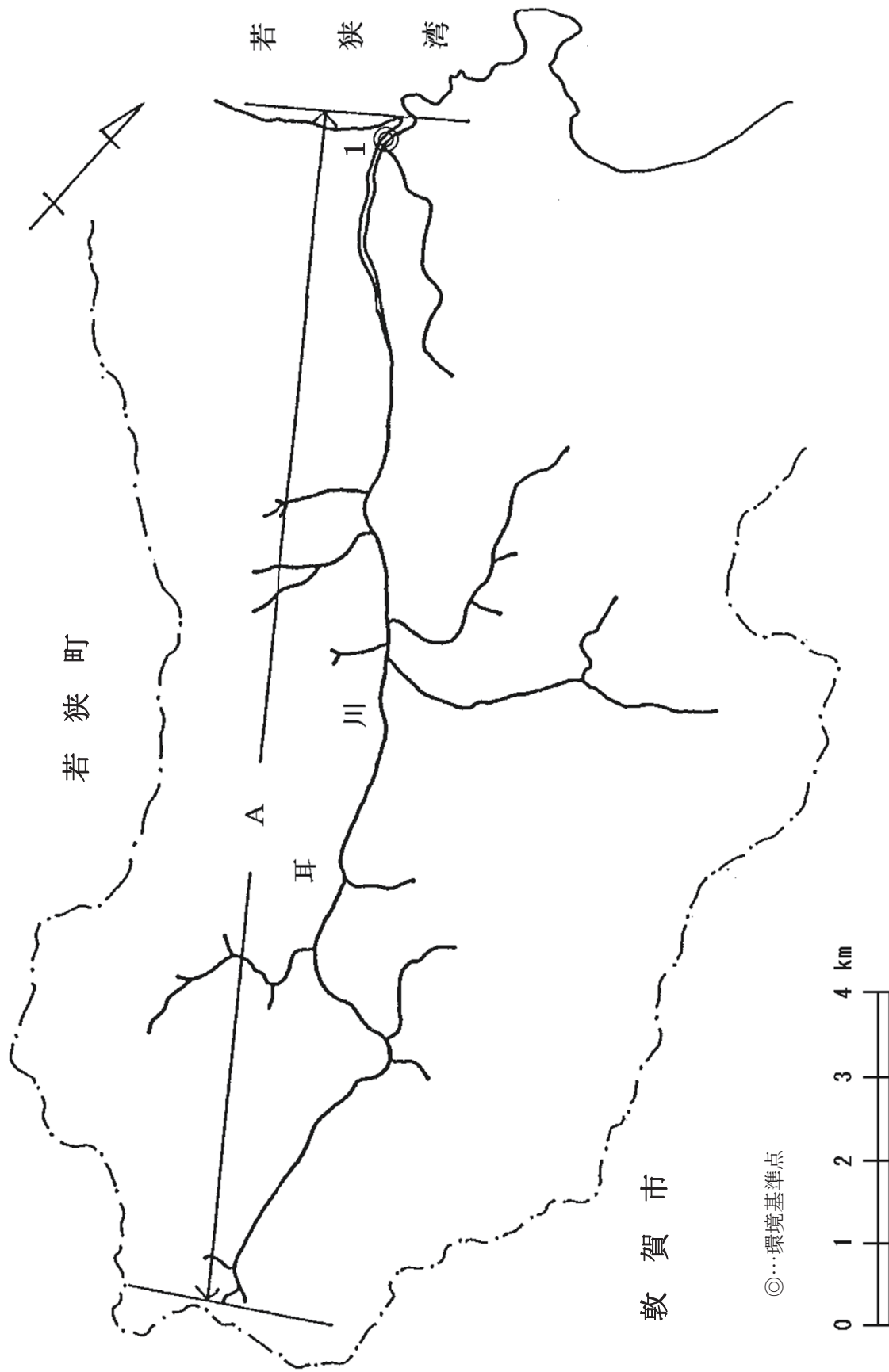
14 笙の川・井の口の川



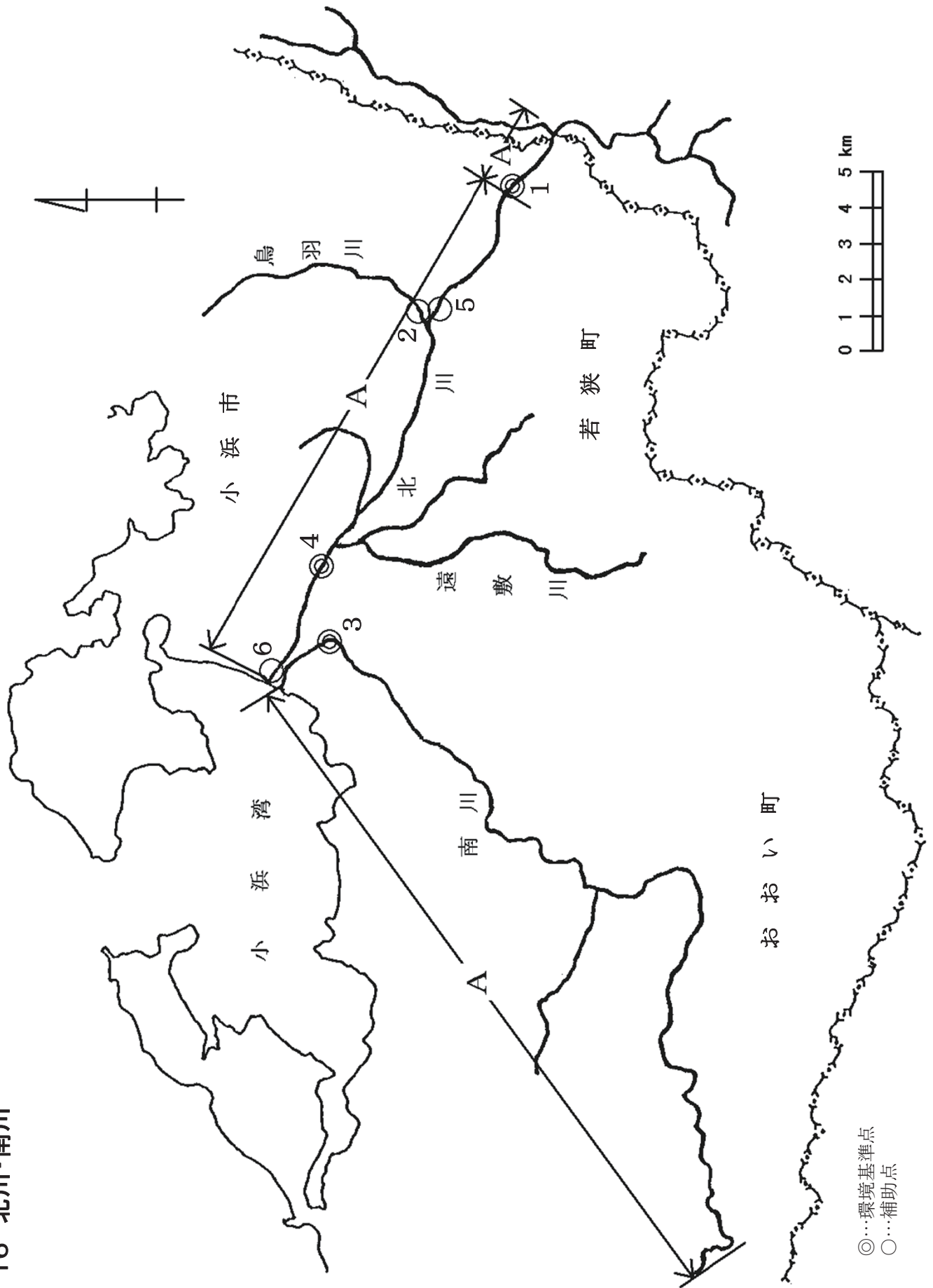
◎…環境基準点
○…補助点



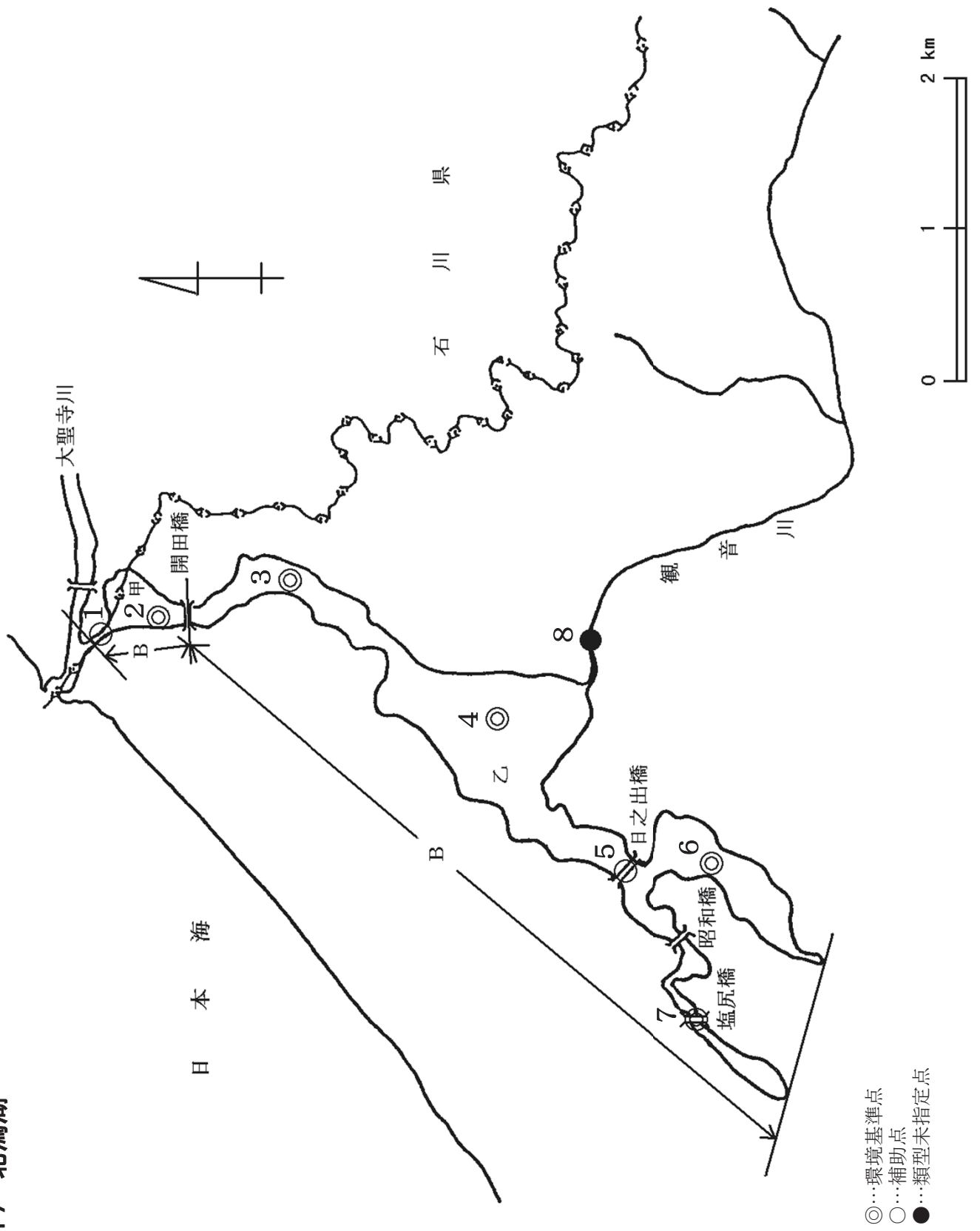
15 耳川



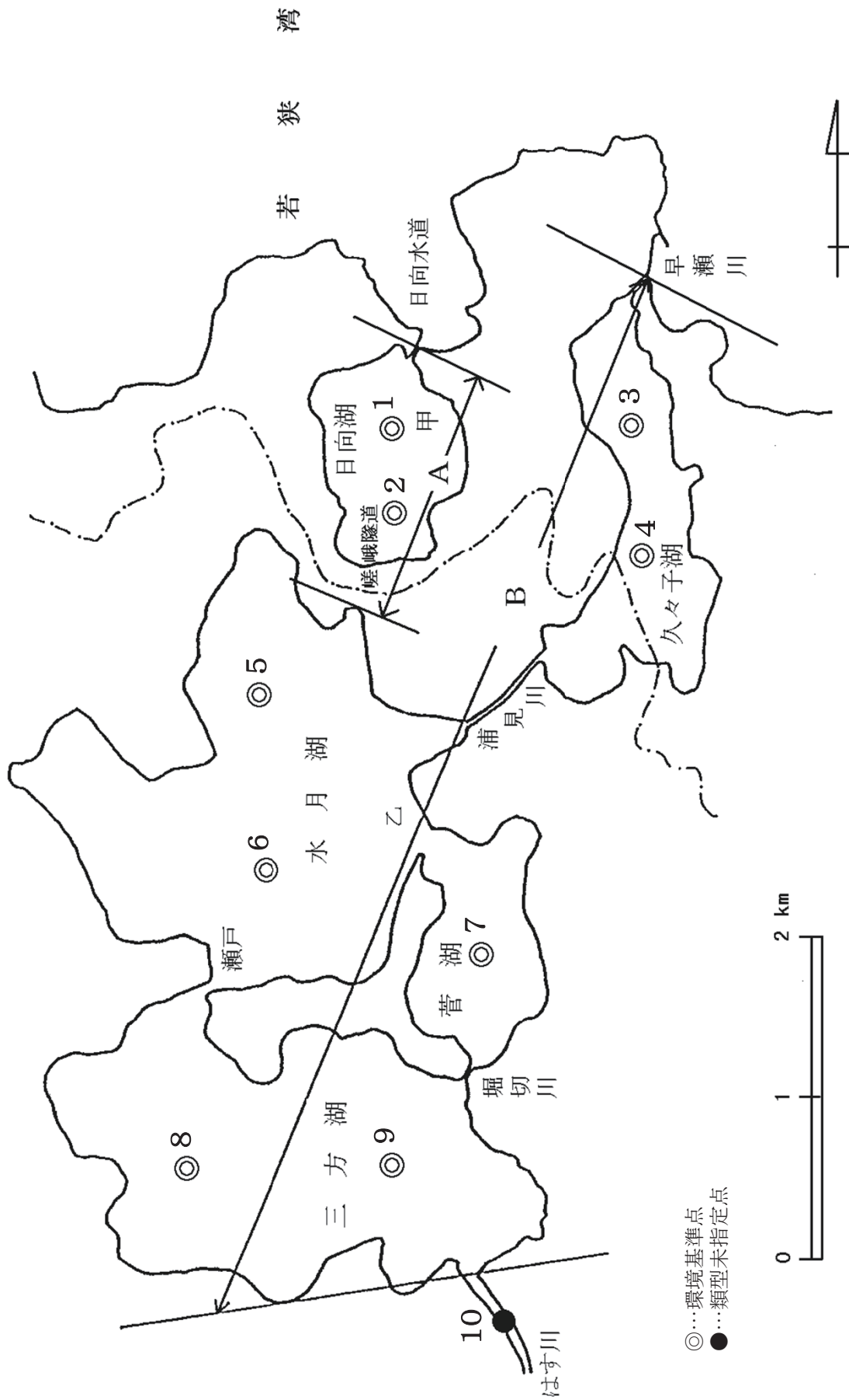
16 北川・南川



17 北瀉湖

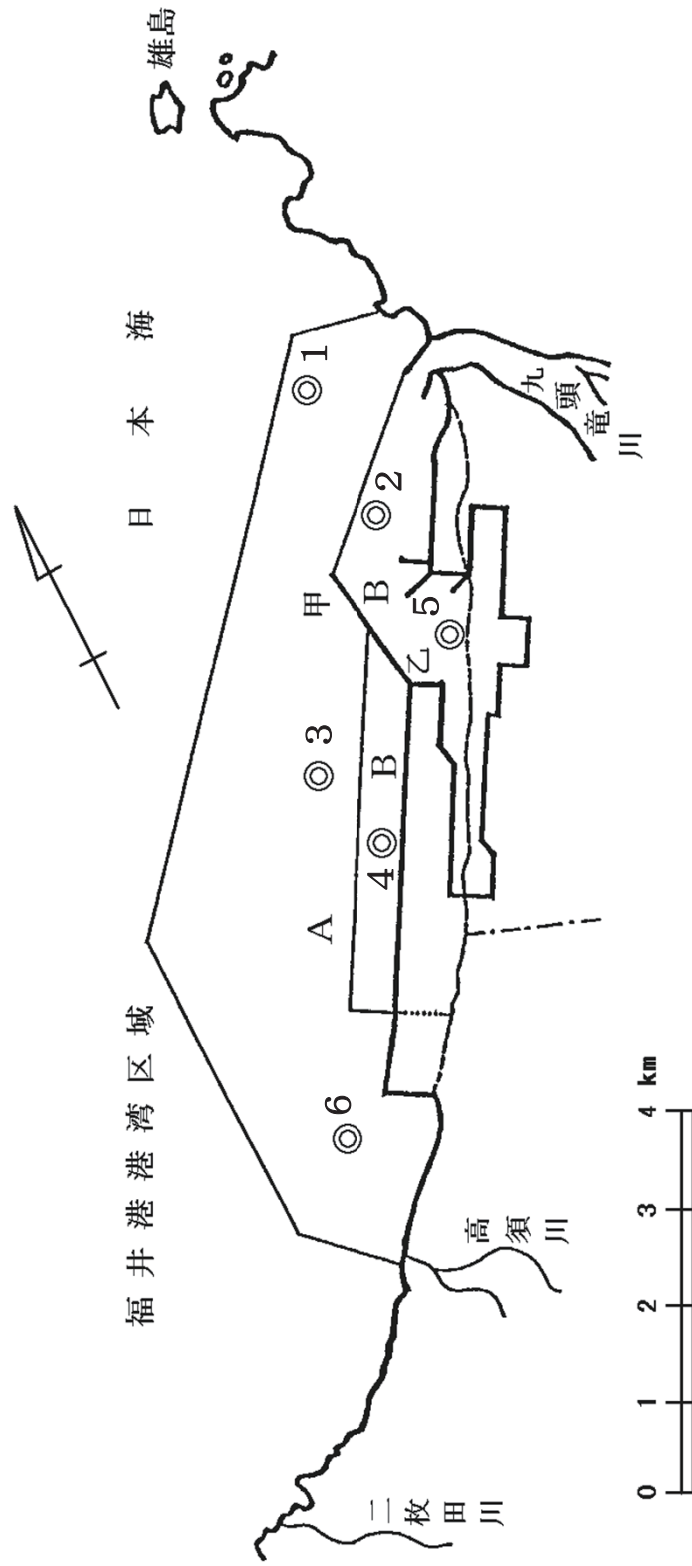


18 三方五湖



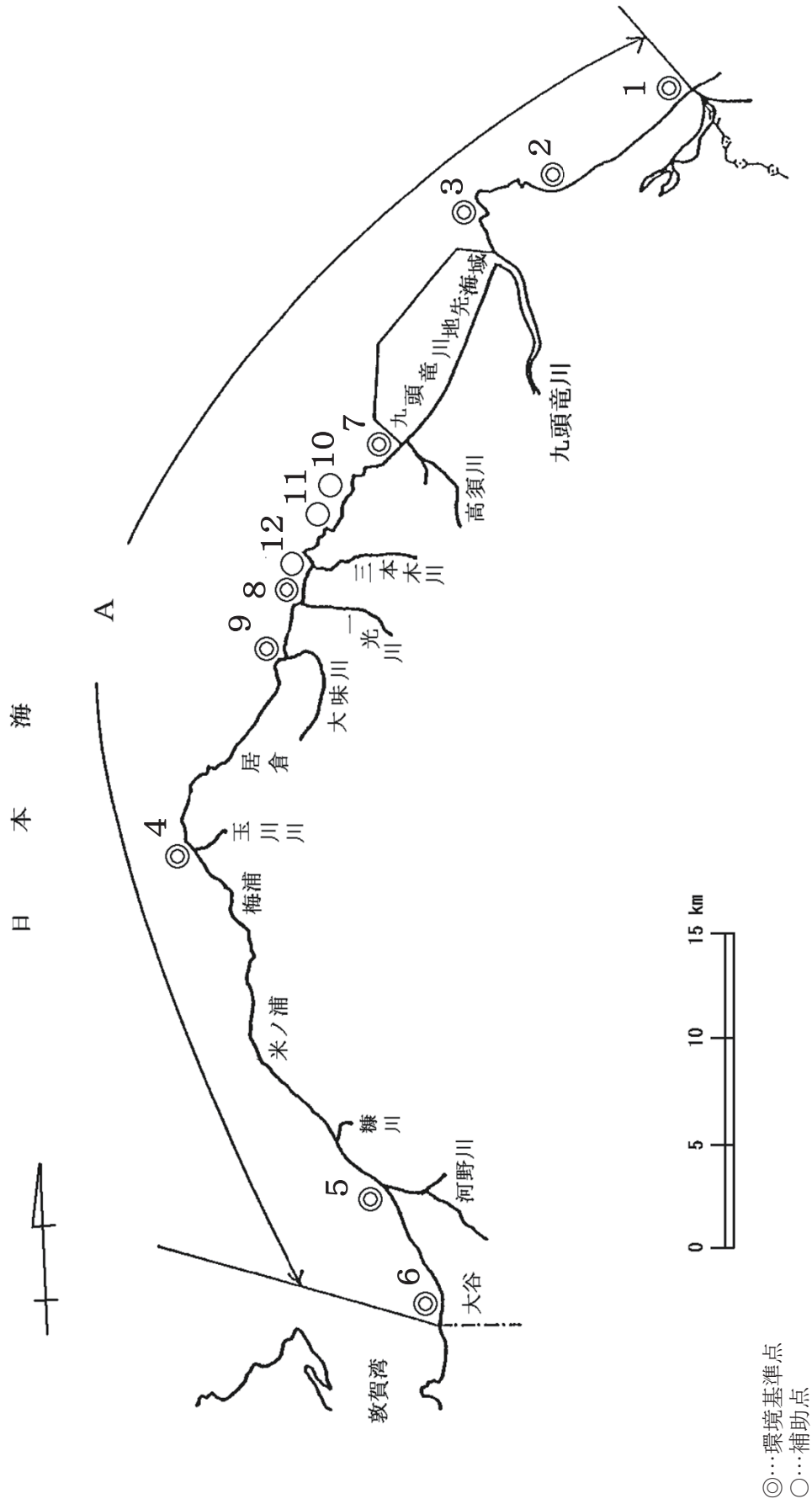
◎…環境基準点
●…類型未指定点

19 九頭竜川地先

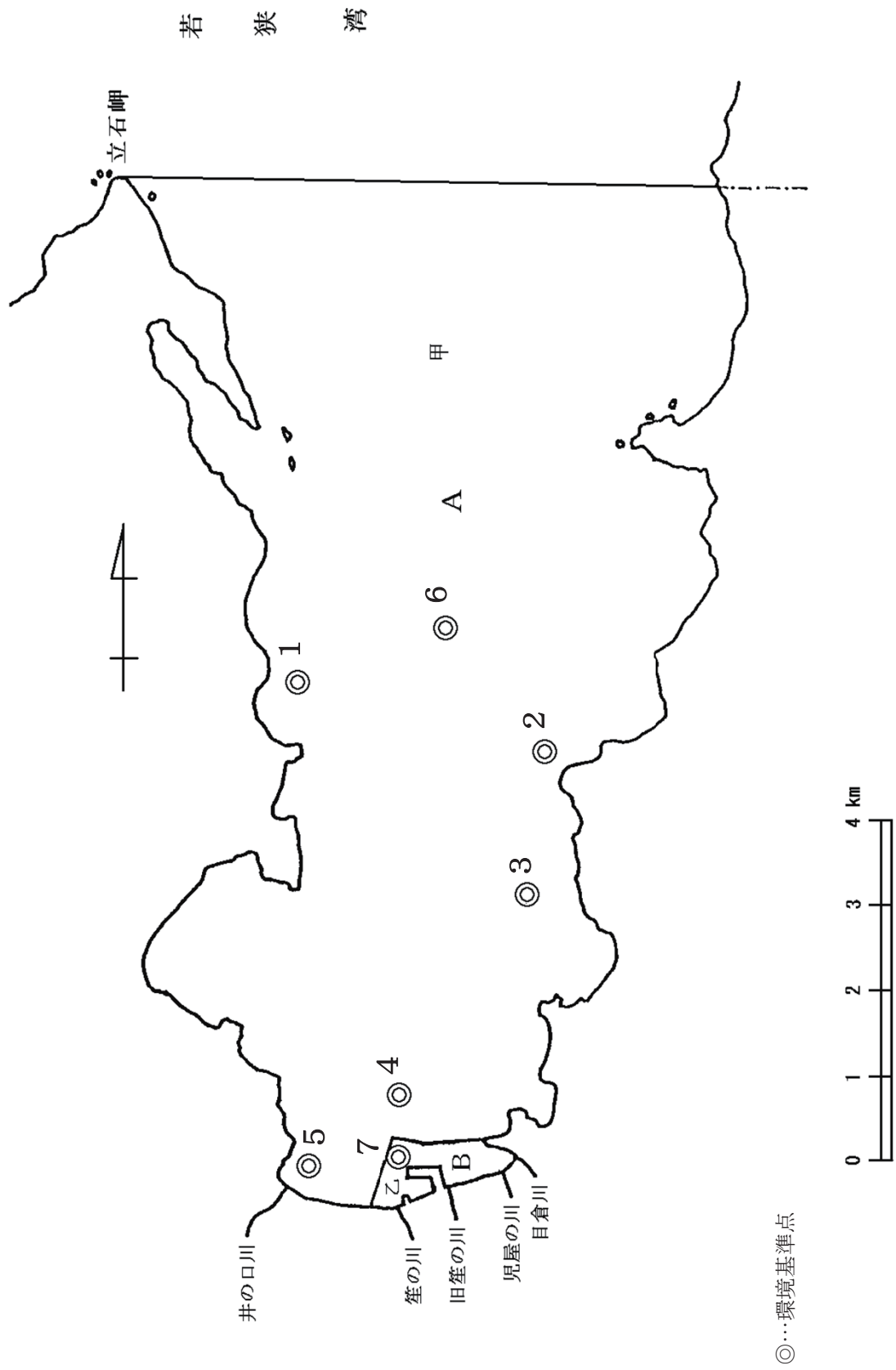


◎…環境基準点

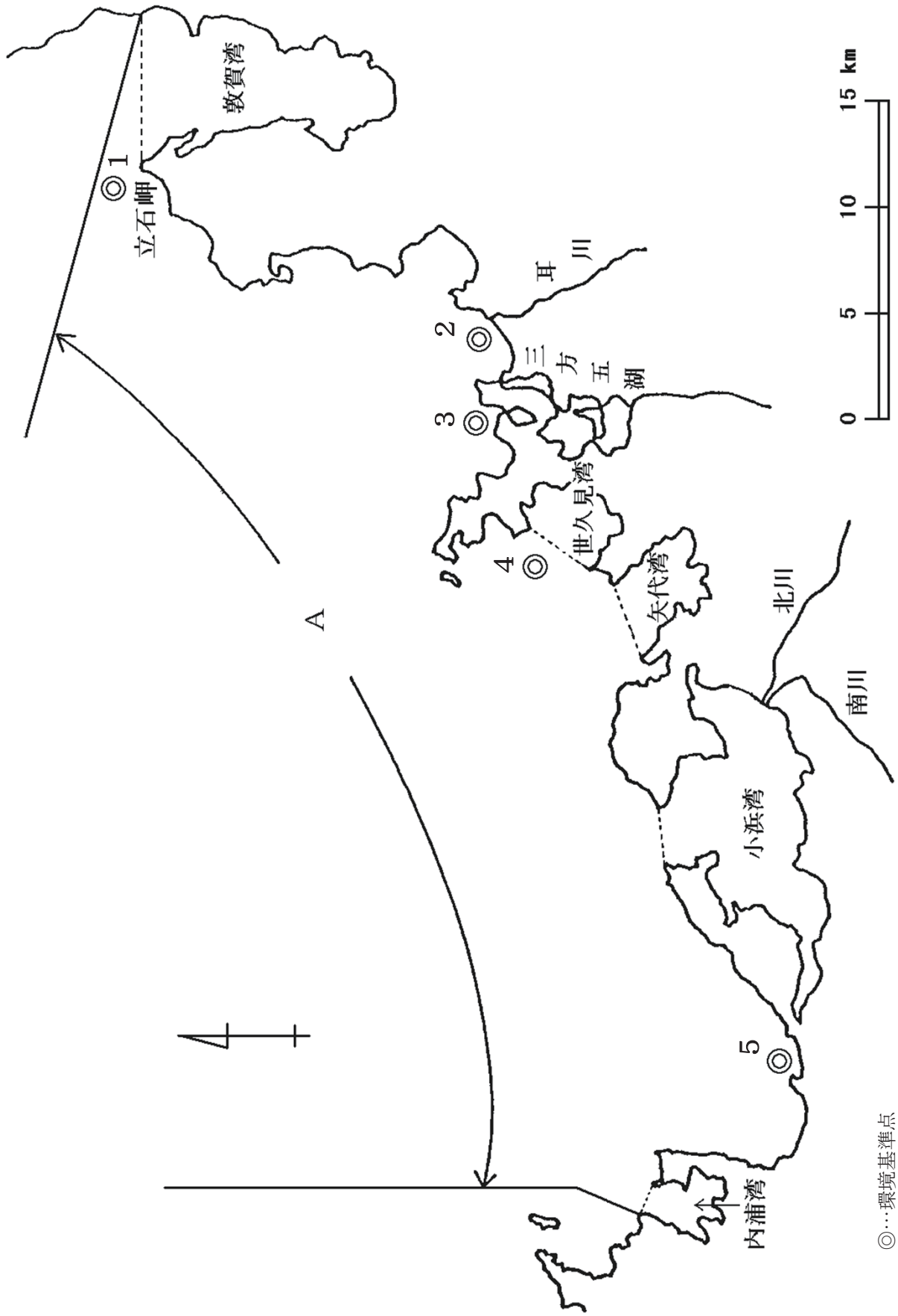
20 越前加賀海岸地先



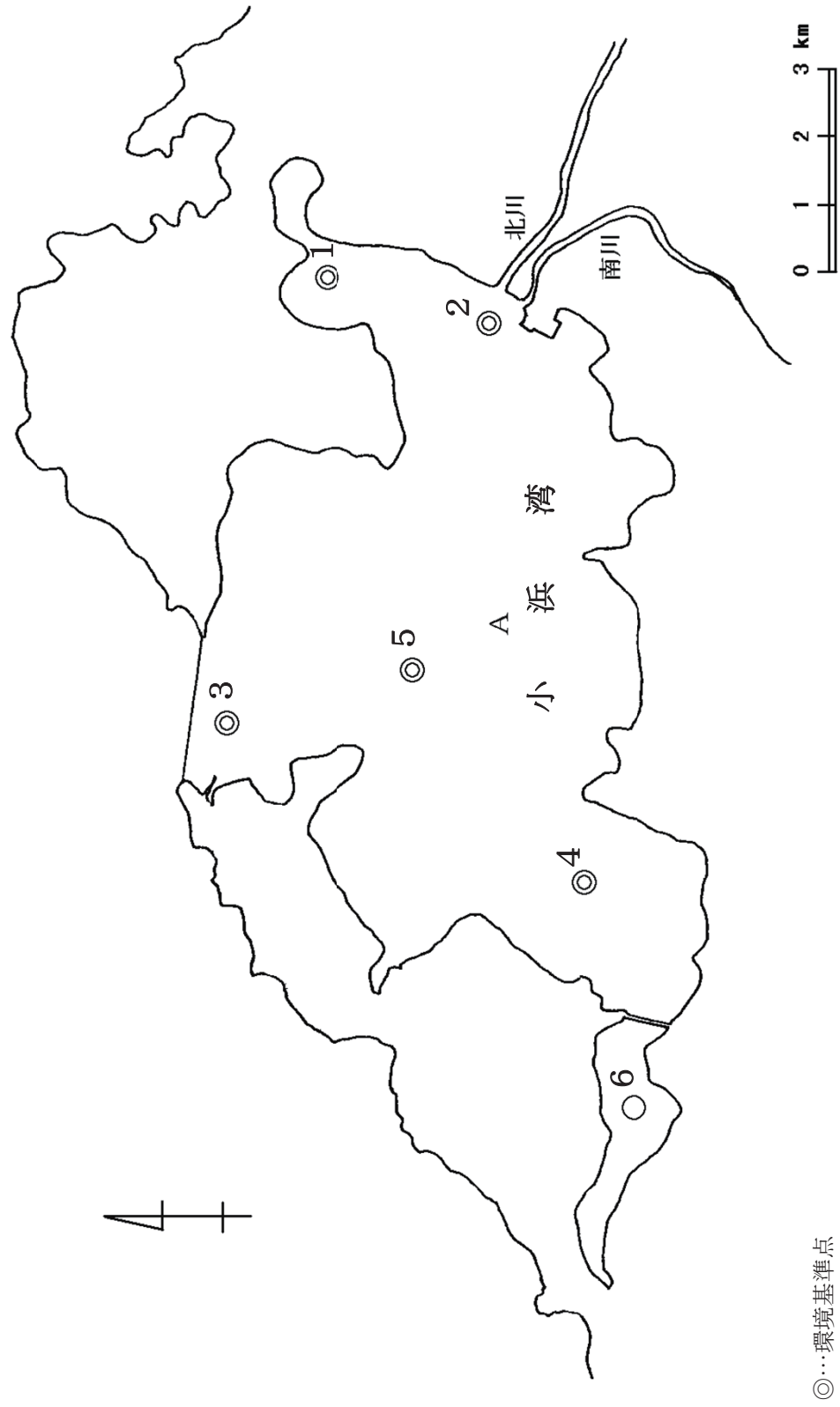
21 敦賀湾



22 若狭湾東部

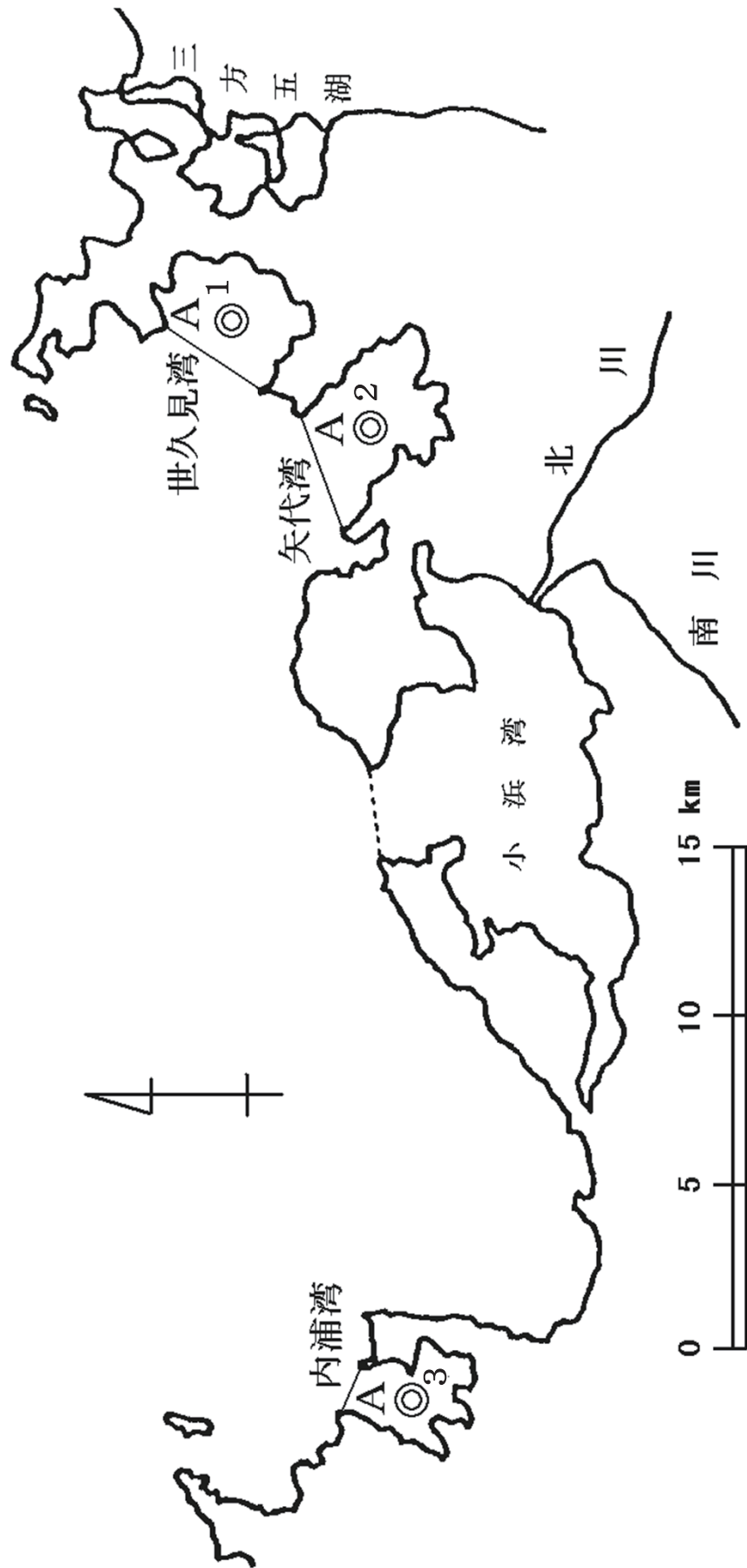


23 小浜湾



◎…環境基準点
○…補助点

- 24 世久見湾
- 25 矢代湾
- 26 内浦湾



◎…環境基準点

27 別表1 測定方法

区分	項目	目	報告下限値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)	測定方法
生活環境項目等	水温	温	—	—	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)7.1に定める方法
		温	—	—	規格7.2に定める方法
	臭	観	—	—	規格8に定める方法
		気	—	—	規格10に定める方法
	透視	度	—	—	規格9に定める方法
		明	—	—	海洋観測指針による方法
	pH	H	—	6.0~8.5	規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
		O	0.5	2.0~7.5	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	BOD	O	0.5	1.0~10	規格21に定める方法
		D	0.5	1.0~8.0	規格17に定める方法
大腸菌群数	S	1	1~100	昭和46年環境庁告示第59号(以下「告示」という。)付表9に掲げる方法	
	大腸菌群数	2	50~5000	告示別表2.1(1)ア備考4に掲げる方法	
	油	0.5	検出されないこと	告示付表14に掲げる方法	
	全窒素	0.05	0.1~1.0	規格45.2、45.3、45.4又は45.6(規格45の備考3を除く。2イにおいて同じ。)に定める方法	
	全燐	0.003	0.005~0.1	規格46.3(規格46の備考9を除く。2イにおいて同じ。)に定める方法	
健康項目	カドミウム	0.001	0.003	規格55.2、55.3又は55.4に定める方法	
		0.1	検出されないこと	規格38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は告示付表1に掲げる方法	
	鉛	0.002	0.01	規格54に定める方法	
		0.02	0.05	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)	
	砒素	0.005	0.01	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法	
		総水銀	0.0005	0.0005	告示付表2に掲げる方法
	アルキル水銀	0.0005	検出されないこと	告示付表3に掲げる方法	
		P	0.0005	検出されないこと	告示付表4に掲げる方法
	健康項目	ジクロロメタン	0.002	0.02	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
			四塩化炭素	0.0002	0.002
1,2-ジクロロエタン		0.0004	0.004	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	
1,1-ジクロロエチレン		0.002	0.1	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.004	0.04	同上	
1,1,1-トリクロロエタン		0.0005	1	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
1,1,2-トリクロロエタン		0.0006	0.006	同上	
トリクロロエチレン		0.001	0.01	同上	
テトラクロロエチレン		0.0005	0.01	同上	
1,3-ジクロロプロペン		0.0002	0.002	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	
チウラム	0.0006	0.006	告示付表5に掲げる方法		
	シマジン	0.0003	0.003	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	
チオベンカルブ	0.002	0.02	同上		
	ベンゼン	0.001	0.01	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
セレン	0.002	0.01	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	10	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法	
ふっ素	0.1	0.8	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c)(注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び告示付表7に掲げる方法		
	ほう素	0.02	1	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法	
健康項目	1,4-ジオキサン	0.005	0.005	告示付表8に掲げる方法	

注： 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

なお、硝酸性窒素の報告下限値、亜硝酸性窒素の報告下限値はともに0.01 mg/Lとする。

区分	項目	報告下限値 (mg/L)	指針値 (mg/L)	測定方法
要 監 視 項 目	クロロホルム	0.003	0.06	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	同上
	1,2-ジクロロプロパン	0.006	0.06	同上
	p-ジクロロベンゼン	0.02	0.2	同上
	イソキサチオン	0.0008	0.008	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（環境庁水質保全局水質規制課長通知、平成5年環水規第121号（以下「通知」という。）付表1の第1又は第2に掲げる方法
	ダイアジノン	0.0005	0.005	同上
	フェニトロチオン	0.0003	0.003	同上
	イソプロチオラン	0.004	0.04	同上
	オキシシン銅	0.004	0.04	通知付表2に掲げる方法
	クロロタロニル	0.005	0.05	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	プロピザミド	0.0008	0.008	同上
	E P N	0.0006	0.006	同上
	ジクロロボス	0.0008	0.008	同上
	フェノブカルブ	0.003	0.03	同上
	イプロベンホス	0.0008	0.008	同上
	クロルニトロフェン	0.0001	—	同上
	トルエン	0.06	0.6	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	キシレン	0.04	0.4	同上
	フタル酸ジエチルヘキシルニッケル	0.006	0.06	通知付表3の第1又は第2に掲げる方法
	モリブデン	0.01	0.07	規格59.3に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法
アンチモン	0.001	0.02	規格68.2に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法	
目	塩化ビニルモノマー	0.0002	0.002	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（環境省環境管理水環境部長通知、平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号（以下「通知2」という。）付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法
	エピクロロヒドリン	0.0001	0.0004	通知2付表1に掲げる方法
	全マンガン	0.02	0.2	通知2付表2に掲げる方法
	ウラン	0.0002	0.002	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
	PFOA及びPFOS	0.000005	0.00005 (暫定)	通知2付表4の第1又は第2に掲げる方法
				水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（環境省水・大気環境局長通知、令和2年環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号）付表1に掲げる方法
特 殊 項 目 等	フェノール類	0.01	—	規格28.1に定める方法又は自動分析(4-アミノフェノール法)
	銅	0.01	—	規格52.2若しくは52.4に定める方法
	亜鉛	0.001	—	規格53に定める方法
	鉄（溶解性）	0.1	—	日本産業規格M0202の32のa)の(2)及び規格57.2に定める方法又は規格57.3に定める方法
	マンガン(溶解性)	0.05	—	日本産業規格M0202の33のa)の(2)及び規格56.2に定める方法、規格56.4又は規格56.5に定める方法
	クロム	0.02	—	規格65.1に定める方法
	塩化物イオン	0.5	—	規格35に定める方法又は自動分析(チオソール酸第2水銀法)
	クロロフィルa	0.1(µg/L)	—	アセトン抽出、三色比色法
	硫化水素	0.1	—	メチレンブルーによる吸光度法及びよう素滴定法
	アンモニウム態窒素	0.01	—	規格42に定める方法又は自動分析(イソフェノール青法)
植物プランクトン	—	—	静置濃縮法により同定、計数	
動物プランクトン	—	—	プランクトンネット濃縮法により同定、計数	
水 生 物 保 全 項 目	全亜鉛 ^(*)	0.001	0.01~0.03	規格53に定める方法
	ノニルフェノール ^(*)	0.00006	0.0006~0.002	告示付表11に掲げる方法
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 ^(*)	0.0006	0.006~0.05	告示付表12に掲げる方法
	底層溶存酸素量 ^(*)	0.5	2.0~4.0	告示付表13に掲げる方法
	クロロホルム	0.003	0.006~3	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	フェノール	0.005	0.01~2	水質汚濁に係る環境基準等についての一部を改正する件の施行等について（環境省環境管理水環境部長通知、平成15年環水企発第031105001号・環水管発第031105001号（以下「通知3」という。）付表1に掲げる方法
	ホルムアルデヒド	0.01	0.03~1	通知3付表2に掲げる方法
	4-t-オクチルフェノール	0.00003	0.0004~0.004	水質汚濁に係る環境基準等についての一部を改正する件の施行等について（環境省水・大気環境局長通知、平成25年環水大発第1303272号（以下「通知4」という。）付表1に掲げる方法
目	アニリン	0.002	0.02~0.1	通知4付表2に掲げる方法
	2,4-ジクロロフェノール	0.0003	0.003~0.03	通知4付表3に掲げる方法

(*)：全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、底層溶存酸素量は環境基準項目である。

29 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

(1) 河川

(令和2年3月31日現在)

水域の名称		水域の範囲	該当 類型	達成期間 (注1)	指定年月日	環境基準点 (注2)
九 頭 竜 川 水 系	九頭竜川上流	石徹白川合流点から上流の水域	AA	イ	S47. 3. 31	九頭竜ダム
	九頭竜川中流	石徹白川合流点から日野川合流点 までの水域	A	ロ		荒鹿橋
	九頭竜川下流	日野川合流点から下流の水域	B	イ		中角橋
	日野川上流	御清水川合流点から上流の水域	A	イ		布施田橋
	日野川下流	御清水川合流点から下流の水域	B	ロ		豊橋
	竹田川上流	御迎橋から上流の水域	A	イ		清水山橋
	竹田川下流	御迎橋から下流の水域	B	ハ		明治橋(深谷)
	足羽川上流	板垣橋から上流の水域	A	ロ		清間橋
	足羽川下流	板垣橋から下流の水域	B	ハ		栄橋
	吉野瀬川上流	大虫川合流点から上流の水域	A	イ		S53. 3. 31
	吉野瀬川下流	大虫川合流点から下流の水域	C	イ	水越橋	
	兵庫川	全水域	B	イ	H9. 3. 21	芝原井橋
	磯部川	全域	D	ロ		下司橋
	底喰川上流	玉川橋から上流の水域	B	イ	H10. 3. 6	新野中橋
	底喰川下流	玉川橋から下流の水域	D	ロ		安沢橋
	狐川	全域	D	イ	H12. 3. 31	護国橋
	荒川上流	東今泉橋から上流の水域	A	イ		西野橋
	荒川下流	東今泉橋から下流の水域	B	イ	H14. 3. 29	狐橋
	真名川	真名川ダムえん堤から下流の水域	A	イ		東今泉橋
	浅水川上流	穴田川合流点から上流の水域	B	イ		水門
浅水川下流	穴田川合流点から下流の水域	C	イ	土布子橋		
鞍谷川中流	相高橋から服部川合流点までの水域	D	ロ	曲木橋		
鞍谷川下流	服部川合流点から浅水川合流点ま での水域	C	イ	天神橋		
清滝川	全水域	A	イ	小富士橋		
赤根川	全水域	A	イ	浮橋		
天王川	全水域	A	イ	新在家橋		
穴田川	全域	B	イ	東大月橋		
笙 井 の 川 お よ び 水 系	笙の川	※笙の川水域(深川および二夜の川 水域を除く。)	A	イ	S48. 1. 31	末端
	深川	※木の芽川合流点から上流の水域	B	ロ		末端
	二夜の川	※笙の川合流点から上流の水域	C	ハ		末端
	井の口川上流	※沓見橋から上流の水域	A	イ		豊橋
	井の口川下流	沓見橋から下流の水域	C	イ		穴地藏橋
耳 水 系	耳川	※全水域	A	イ	H15. 3. 28	和田橋
北 南 川 お よ び 水 系	北川上流	※新道橋から上流の水域	A	イ	S49. 3. 1	新道大橋
	北川下流	※新道橋から下流の水域	A	ロ		高塚橋
	南川	※全水域	A	イ		湯岡橋
大 聖 寺 川 水 系	大聖寺川	石川県加賀市塩屋町への12の西端 とあわら市浜坂62の1の北端を結 んだ線から下流の水域(石川県の 区域に属する水域を除く。)	B	イ	S51. 4. 20	

※ : この欄中の「水域」とは、当該水域およびこれに流入する公共用水域をいう。

(2) 湖沼

水域の名称		水域の範囲	該当 類型	達成期間	指定年月日	環境基準点
北 潟 湖 水 系	北潟湖 甲	石川県加賀市塩屋町への12の西端と福井県あわら市浜坂62の1の北端を結んだ線から開田橋までの水域（石川県の区域に属する水域を除く。）	B	イ	S50. 12. 8	○あわら市浜坂3号41番地の北端とあわら市吉崎1丁目901番地の北端を結んだ線を中心点（北潟湖北部）
			IV	ニ (暫定目標) 全窒素：0.71mg/L	S62. 10. 1	
	北潟湖 乙	開田橋以南の水域	B	ハ	S50. 12. 8	○あわら市浜坂7号11番地の東端とあわら市吉崎29号12番地の西端を結んだ線を中心点（北潟湖水路） ○あわら市北潟10号9番の南端とあわら市細呂木22号9番地の西端を結んだ線を中心点（北潟湖心） ○あわら市北潟151号38番の1の東端とあわら市北潟161号90番の北端を結んだ線を中心点（北潟湖南部） ○塩尻橋
			IV	開田橋から 日之出橋までの水域 全窒素：0.76mg/L 日之出橋 以南の水域 全窒素：1.0mg/L 全 磷：0.056mg/L	S62. 10. 1	
三 方 五 湖 水 系	三方五湖 甲	日向湖水域 (日向水道および嵯峨隧道水域を含む)	A	ハ	S52. 2. 15	○北緯 35° 36' 20" 東経 135° 53' 35" (日向湖北部) ○北緯 35° 36' 00" 東経 135° 53' 35" (日向湖南部)
	三方五湖 乙	久々子湖水域 (早瀬川水域を含む。)	B	イ	S52. 2. 15	○北緯 35° 36' 20" 東経 135° 54' 35" (久々子湖北部) ○北緯 35° 35' 45" 東経 135° 54' 40" (久々子湖南部)
		水月湖水域 (浦見川水域を含む。) 菅湖水域および三方湖水域 (堀切川水域を含む。)	IV	ニ (暫定目標) 三方湖水域 全窒素：0.61mg/L	S62. 10. 1	○北緯 35° 35' 15" 東経 135° 53' 10" (水月湖北部) ○北緯 35° 34' 50" 東経 135° 53' 10" (水月湖南部) ○北緯 35° 34' 25" 東経 135° 54' 00" (菅湖) ○北緯 35° 33' 50" 東経 135° 52' 50" (三方湖西部) ○北緯 35° 33' 50" 東経 135° 53' 35" (三方湖東部)

(3) 海域

水域の名称		水域の範囲	該当 類型	達成 期間	指定年月日	環境基準点
九頭竜川地先海域	九頭竜川地先海域 甲	福井港等の港湾管理者等を定める件（昭和28年福井県告示第258号）に規定する福井港の港湾区域のうち九頭竜川地先海域乙を除く海域	A	イ	S50.12.8	○北緯 36° 13' 00" 東経 136° 07' 34" （三国地先） ○北緯 36° 11' 08" 東経 136° 06' 16" （黒目地先） ○北緯 36° 09' 12" 東経 136° 05' 15" （石橋地先）
	九頭竜川地先海域 乙	北緯36度9分24秒・東経136度6分15秒の地点、北緯36度9分45秒・東経136度5分30秒の地点、北緯36度11分45秒・東経136度7分8秒の地点、北緯36度12分8秒・東経136度6分56秒の地点、九頭竜川右岸防波堤先端および同左岸導流堤先端を順次結んだ線と陸岸により囲まれた海域	B	イ		○北緯 36° 12' 08" 東経 136° 07' 17" （福井火力地先） ○北緯 36° 11' 26" 東経 136° 07' 40" （福井港内） ○北緯 36° 10' 49" 東経 136° 06' 28" （米納津地先）
越前加賀海岸地先海域	越前加賀海岸地先海域	あわら市と石川県加賀市の境界線上の点A（あわら市見当山の三角点＜浜＞から3度20分850メートルの地点をいう。以下同じ。）から南条郡南越前町と敦賀市の境界線上の点B（北緯35度45分43秒・東経136度6分7秒の地点をいう。以下同じ。）に至る陸岸の地先海域（水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定＜昭和50年福井県告示第1311号＞に定める九頭竜川地先海域甲および九頭竜川地先海域乙に係る海域を除き、点Aから320度の線と点Bから285度の線にはさまれた海域に限る。）	A	イ	S51.4.20	○北緯 36° 17' 30" 東経 136° 14' 24" （大聖寺川地先） ○北緯 36° 15' 02" 東経 136° 09' 40" （浜地地先） ○北緯 36° 14' 08" 東経 136° 07' 24" （東尋坊地先） ○北緯 36° 08' 08" 東経 136° 04' 28" （浜住地先） ○北緯 36° 04' 08" 東経 136° 01' 28" （一光川地先） ○北緯 36° 02' 54" 東経 136° 00' 54" （大味川地先） ○北緯 35° 57' 58" 東経 135° 57' 52" （玉川川地先） ○北緯 35° 49' 06" 東経 136° 04' 02" （河野川地先） ○北緯 35° 46' 40" 東経 136° 05' 40" （大谷地先）

水域の名称		水域の範囲	該当 類型	達成 期間	指定年月日	環境基準点
敦 賀 湾 海 域	敦賀湾海域 甲	敦賀市立石岬と北緯35度45分43秒・東経136度6分7秒の地点とを結ぶ直線および陸岸により囲まれた海域（敦賀湾海域乙の海域を除く。）	A	イ	S51.6.15	○北緯 35° 42' 14" 東経 136° 04' 45" （松ヶ崎地先） ○北緯 35° 41' 17" 東経 136° 04' 32" （ナスビ鼻地先） ○北緯 35° 40' 01" 東経 136° 03' 41" （白灯台地先）
			II	イ	H10.3.6	○北緯 35° 42' 28" 東経 136° 02' 50" （手の浦地先） ○北緯 35° 39' 29" 東経 136° 03' 01" （井の口川地先） ○北緯 35° 43' 08" 東経 136° 04' 08" （敦賀湾中央）
	敦賀湾海域 乙	敦賀港防波堤、同防波堤先端と北緯35度39分11秒・東経136度3分29秒の地点とを結ぶ直線および陸岸により囲まれた海域（旧笙の川水域のうち港大橋から敦賀湾に至る水域を含む。）	B	イ	S51.6.15	○北緯 35° 39' 35" 東経 136° 03' 41" （笙の川地先）
			III	イ	H10.3.6	
若狭湾東部海域		正面崎の府県境の北端の地点、同地点から24度1.2kmの点、舞鶴市毛島の北端から84度1.5kmの点、同点から0度の線と南条郡南越前町と敦賀市の境界線上の地点A（北緯35度45分43秒・東経136度6分7秒の地点をいう。以下同じ。）から285度の線との交点および地点Aを順次結ぶ線ならびに陸岸により囲まれた海域（水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定<昭和51年福井県告示第567号>に定める敦賀湾海域甲および敦賀湾海域乙に係る海域ならびに水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（平成10年福井県告示第163号）に定める世久見湾海域、矢代湾海域、小浜湾海域および内浦湾海域に係る海域を除く。）	A	イ	S52.3.31	○北緯 35° 46' 13" 東経 136° 01' 20" （立石岬地先） ○北緯 35° 36' 56" 東経 135° 55' 35" （耳川地先） ○北緯 35° 37' 25" 東経 135° 53' 22" （日向地先） ○北緯 35° 35' 55" 東経 135° 49' 00" （海中公園） ○北緯 35° 29' 50" 東経 135° 34' 03" （高浜地先）

水域の名称	水域の範囲	該当 類型	達成 期間	指定年月日	環境基準点
小浜湾海域	小浜市松ヶ崎と大飯郡おおい町鋸崎とを結ぶ直線および陸岸により囲まれた海域	A	イ	S49. 3. 1	○北緯 35° 32' 10" 東経 135° 40' 50" (大飯原発地先)
				S52. 3. 31	○北緯 35° 29' 32" 東経 135° 39' 00" (和田港湾)
		II	イ	H10. 3. 6	○北緯 35° 31' 29" 東経 135° 44' 44" (甲ヶ崎地先)
世久見湾海域	小浜市獅子ヶ崎と同地点から34度の方向に引いた直線が最初に陸岸と交わる地点とを結ぶ直線および陸岸により囲まれた海域	A	イ	S52. 3. 31	○北緯 35° 34' 55" 東経 135° 50' 25" (世久見湾)
		II	イ	H10. 3. 6	
矢代湾海域	小浜市黒崎と同市小鰯ノ鼻とを結ぶ直線および陸岸により囲まれた海域	A	イ	S52. 3. 31	○北緯 35° 32' 45" 東経 135° 48' 20" (矢代湾)
		II	イ	H10. 3. 6	
内浦湾海域	大飯郡高浜町押回鼻と同町正面崎とを結ぶ直線および陸岸により囲まれた海域	A	イ	S52. 3. 31	○北緯 35° 32' 32" 東経 135° 29' 29" (内浦湾)
		II	イ	H10. 3. 6	

(注1) 達成期間の分類は次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成。

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成。

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成。

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

(注2) 環境基準点は日本測地系で経緯度を表示している。